

○島根県消費者センター条例

昭和46年3月12日

島根県条例第8号

改正 平成21年10月16日条例第59号

島根県消費者センター条例をここに公布する。

島根県消費者センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県消費者センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の消費生活の改善及び向上を図るため、島根県消費者センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく消費生活センターとする。

3 知事は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

(2) 消費生活に関係の深い商品の試験に関すること。

(3) 消費者啓発のための研修、展示等に関すること。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、センターの長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。次項において「合格者」という。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費

生活相談員として置く。

- 2 知事は、前項の規定により置く消費生活相談員については、合格者とするよう努めるものとする。

(情報の安全管理)

第6条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による改正前の消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定による告示は、この条例による改正後の島根県消費者センター条例第2条第3項の規定による告示とみなす。